

大仙市中小企業振興融資あっせん制度（企業商工課）

（ 要 領 ）

区分	中小企業創業資金 (マル仙創業)
①対象者	次の(1)から(4)のいずれかに該当し、市税を完納しているもの。 ただし、許認可等が必要な業種は、許認可等を受けていること。または許認可等の取得が確実であること。 (1)事業を営んでいない市民であって、1月以内(支援創業関連保証に該当する場合には6月以内)に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2)事業を営んでいない市民であって、2月以内(支援創業関連保証に該当する場合には6月以内)に新たに市内に会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 (3)事業を営んでいない市民が市内で事業を開始した日以後5年を経過していないもの。 (4)事業を営んでいない個人により市内に設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
②資金使途	事業に必要な運転資金及び設備資金※1
③融資限度	1,000万円以内 (マル仙、マル仙小口を含む)
④融資期間	10年以内 (※2020年3月31日まで1年以内の元金返済据置期間を含む)
⑤償還方法	割賦または一括償還
⑥融資条件	連帯保証人は原則として ・法人は代表者のみ ・個人事業者は不要
⑦貸出利率	年率1.55%以内
⑧保証料	全額市が負担(0.88%)

（ 申 込 み 方 法 ）

融資を受けようとする中小企業者は、「借入申込書」により、大曲商工会議所又は大仙市商工会を經由して、市が指定する(株)秋田銀行、(株)北都銀行、羽後信用金庫の各支店に申込みをしなければならない。

※1 次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は対象外。

- (1)新会社設立のための資本金、株式取得金
- (2)新たに開始する事業が、公序良俗に反するもの、または公序良俗に反する行為のために営業としてサービスの提供を行うもの、一時的、または投機的なものである場合。
- (3)不動産取得資金
- (4)普通乗用自動車・小型乗用自動車の購入